**衣装貸出利用規約**

**１　本規約**

本規約は、福井市（以下、「市」と言う。）が所有する「光る衣装（ベスト・たすき）」（以下、「衣装」と言う。）を利用する場合の必要事項について定めたものです。

**２　使用できるエリア**

順化地区（中央・大手・順化）

※使用目的に応じて要相談

**３　貸出条件**

貸出にあたっては、以下の利用条件に合致するものとします。

⑴対象者

　下記のいずれかに合致すること。

①まちなかの賑わい維持・創出を目的に利用するグループ。

②市又は県若しくは国が主催又は事務局を置くグループ。

③市（製作者）が認めるグループ。

⑵補足事項

　下記の要件を遵守し、使用すること。

①営利活動で使用することはできません。

②政治及び思想信条に関することで使用はできません。

③貸出期間は、最大１週間までとする。

④法令等に基づく必要な手続き及び安全対策を行うこと。

⑤新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮しながら利用すること。

**４　申込**

貸出に係る料金は無料です。

貸出は申請書の提出が必要です。

併せて、貸出の変更・取消がある場合は、早めにご連絡ください。

１日を超えて使用する場合は、水洗いして返却してください。

また、１日を超えて使用する場合は、電飾等があるので、貸出者にあらかじめ洗濯の仕方を聞いて行ってください。

１日以内の使用の場合は、ウエットティッシュ等で汗を拭き、返却してください。

貸出の際は、代表者の氏名や連絡先等をいただきます。

※詳細は、「衣装貸出利用申請書」をご提示ください。

**５　弁償等**

返却される際に、通常の使用による消耗、減価以上の汚破損があり修理が必要な場合は、修理代金相当額を弁償していただきます。

また、衣装が手元にある間に返却不能又は修理不能の状態になった場合には、衣装代金を弁償していただきます。

なお、衣装を一部又は全部紛失した場合も、同様に弁償していただきます。

**６　禁止事項**

利用者は、衣装を譲渡、質入、転貸等の処分をしてはいけません。また、衣装を改造、改装してはいけません。

**７　動作確認等**

衣装は防水ではないため、感電の恐れがあるので、雨天時は少雨でも使用しないでください。同様に、水場の近くで使用しないでください。

機器類の貸出時に、必ず動作の確認を行ってください。動作の不良等でいかなる損害が生じても、貸出者は一切の責任を免れるものとします。

また、利用者の誤使用、不注意、使用目的以外の使用により生じた損害についても同様に一切の責任を負いません。

**８　報告等**

以下の事象が発生又は発生する可能性がある場合は、必ず報告してください。報告されない場合、次回からの利用をお断りすることがあります。

⑴衣装の全部又は一部（備品も含む。）の返却遅延

⑵衣装の破損

⑶衣装の盗難・紛失

**９　その他**

貸出者は、本規約について利用者の承諾なしに更新することができるものとします。その場合、適宜利用者に告知するものとします。

本規約について定めなき事項または本規約の解釈に疑義を生じた場合には、貸出者と利用者が双方協議し、これを解決するものとします。

附則 本規約は、令和３年１０月１５日から適用します。